

# 旅券発給の概要

昭和60年1月～12月

大分県福祉生活部県民生活課

## は　じ　め　に

旅券（パスポート）は、海外に旅行し滞在をする方にとって欠くことのできないたいへん重要な文書であることはいふまでもありません。

近年、海外旅行者は年々増加の傾向にあり、したがって旅券の発給件数も年々増えております。昭和60年の一般旅券の発給件数は、全国で2,410,965件（対前年4.3%増）、大分県では15,064件（対前年1.1%増）でした。

この冊子は、旅券の意義、種類等および交付申請手続きについて述べるとともに本県における昭和60年中の旅券の取扱い件数を分析し、表やグラフで示したものです。

この小冊子に目を通していただいて、旅券に対する理解を一層深めていただければ幸いです。

昭和<sup>61</sup>~~60~~年3月

大分県福祉生活部県民生活課長

手　島　直　勝

# 目 次

海外渡航の概況	P 1
わが国の海外渡航の推移	P 1
大分県における海外渡航の推移	P 1
旅券の概要	P 2
1. 旅券の種類	P 2
2. 旅券の効力	P 2
3. 旅券発給申請に必要な書類等	P 2
4. 旅券の手数料	P 4
一般旅券発給申請書記載要領	P 5
旅券年表	P 7
昭和60年旅券発給統計資料	P 9
1. 年次別発給件数	P 9
2. 海外渡航者数	P 11
3. 月別発給件数	P 13
4. 効力別	P 15
5. 目的別	P 15
6. 性別	P 17
7. 年代別	P 17
8. 職業別	P 20
9. 居住地別	P 22
10. 渡航先別	P 24
11. 日田窓口利用状況	P 28
12. 都道府県別	P 29

## 海外渡航の概況

### ○ わが国の海外渡航の推移

日本人の海外渡航者数は、昭和39年の海外渡航自由化以来、年々増加の一途をたどっておりますが、昭和45年12月1日から、5年間有効の数次往復用旅券が発給されるようになったことや、航空機大型化に伴う格安なパック旅行の普及、円高等がさらに拍車をかけています。

昭和48年秋の第1次石油ショック、55年の第2次石油ショックの際には、景気の沈滞の影響を受けて、一時的な落ち込みがあったものの、この10年間で約2倍の伸び率を示しています。（昭和50年、2,466,326人→60年4,948,366人）

地域的にも、大都市から地方へ浸透してきている実態があり、20年前までは、海外旅行が一種のエリート層のものであったのが、今や一般大衆のものとなり、気軽に海外に出かける状況にあります。

昭和47年に中国との48年に東ドイツ・北ヴェトナムとの国交が、それぞれ回復したので、現在、国交のない国としては、北朝鮮のみとなりました。

### ○ 大分県における海外渡航の推移

大分県における海外渡航者の増加状況は、昭和40年代に入ってから活発化し、昭和46年に前年の約2倍（昭和45年1,905人→46年3,730人）という急増勢に転じて、48年には遂に1万人を超えました。

第1次、第2次石油ショックの時には一時的な落ち込みもありましたが、この10年間は約2倍と、全国の伸び率とほぼ同率を示しています。（昭和50年12,206人→60年24,719人）

地域的には、都市部から農村部に浸透してきている傾向が見られるのは全国と同様であり、特に日田地域においては、人口1,000人当たり旅券発給件数は、県平均を大きく上回り毎年高率を示しています。

旅行形態は、新婚旅行、家族旅行、招待旅行、団体旅行などを含む旅行者によるセット旅行への参加が圧倒的な数を占めています。

昭和60年旅券発給統計によると、年代別では20代が全体の3割強を占め、渡航先としては、ハワイ・グアムを含む米国が約3割と最も多く、韓国・台湾・中国・香港など、アジア地域が6割となっています。

中でも中国は、年々着実に増え続けて、この10年では15.6倍の伸び（昭和50年93件→60年1,450件）を示し、これからも静かなブームは当分の間続きそうにあります。

# 旅 券 の 概 要

旅券は、日本国政府が外国政府に対して、その所持人が日本国民であることを証明し、あわせてその人が安全に旅行および滞在ができるよう保護と扶助を与えることを要請する公文書です。

諸外国の官憲は、旅券を点検することによって、その所持人の国籍をはじめ身元を確認し、自国内への入国・滞在等を認め、また、必要な場合には保護や扶助を与えることになっていますから、旅券は海外に旅行し、滞在する方にとって欠くことのできない非常に重要な文書です。

## 1 旅券の種類

旅券には、一般旅券と公用旅券の2種類があります。「公用旅券」は、国の用務のため外国に渡航する方及びその同伴者等に対して発給され、「一般旅券」はそれ以外の方に対して発給されます。

公用旅券は国（外務省）が直接取扱っており、都道府県においては一般旅券を取扱っています。

この冊子では、大分県における一般旅券の取扱状況を中心に述べます。

## 2 旅券の効力

旅券は、効力の点から一往復用旅券（一回旅券）と数次往復用旅券（数次旅券）とに分けられます。

一回旅券は、旅券に記載された国（地域）への渡航について、一度出国してから日本へ帰るまでの間有効です。

数次旅券は、現在、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）を除くすべての国（地域）に、その有効期間中であれば何回でも往復渡航できるようになっており、旅券発行の日から5年間有効です。

## 3 旅券発給申請に必要な書類等

- |                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| a 一般旅券発給申請書 .....                 | 2 通 |
| b 戸籍抄（謄）本（提出前6ヶ月以内に作成されたもの） ..... | 1 通 |

- c 写真（5 cm 平方、上半身無帽、無背景のもので速成写真は不可）…………… 2 葉
- d 渡航費用の支払能力を立証する書類 …………… 1 通  
（次の内いずれか一つ提出または提示）

- ① 本人名義の預金通帳または預金残高証明書（いずれも往復の交通費と滞在費を含むもの）
- ② 本人の前年分の源泉徴収票（税額、公印のあるもの）または納税証明書、納税通知書
- ③ 3 親等以内の親族（独立の生計を営む者）の作成した保証書
- ④ 本人名義の往復航空券または乗船券
- ⑤ 旅行契約締結証明書（旅行業者が事実にもとづいて発行したもの）
- ⑥ 記名式株券（債券）の預り証
- ⑦ 出張（赴任）命令証明書
  - ・ 国外居住者の費用の保証書
  - ・ 役務提供または雇用契約を証明する書類
  - ・ 外国の機関からの招へい状
  - ・ 派遣証明書
  - ・ 職業を証明する書類（個人事業主に限る）

- e 住民票の写し（提出前 6 ヶ月以内に作成されたもの）…………… 1 通
- f 官製はがき（未使用のもの）…………… 1 通
- g 身元確認書類（外務省令で決められた次の書類の内からいずれか提示）

- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| ① 運転免許証            | ⑥ 恩給等証書      |
| ② 健康保険・国民健康保険被保険者証 | ⑦ 官公庁職員身分証明書 |
| ③ 共済組合員証           | （写真貼付のもの）    |
| ④ 国民年金・厚生年金手帳      | ⑧ 日本国旅券      |
| ⑤ 船員手帳             |              |

以上はいずれも現在有効なものに限り、コピーは認められないのでご注意ください。

- h 印 鑑（認印）

申請から交付までの所要日数は通常の場合 8 日間ですが、急を要する場合（業務上、

人道上)は緊急に渡航できるよう旅券を作成し、交付しています。

#### 4 旅券の手数料

旅券交付の際の手数料は昭和53年5月1日に改訂され、下記のそれぞれの旅券の種類により、収入印紙(国庫収入)で納付することになっています。

a 一般旅券(数次往復用のものを除く)の発給	4,000円
b 数次往復用の一般旅券の発給	8,000円
c 一般旅券の渡航先の追加	1,300円
d 一般旅券の記載事項の訂正	700円
e 一般旅券の再発給(数次往復用のものを除く)	3,000円
f 数次往復用の一般旅券の再発給	6,000円
g 一般旅券の合冊または査証欄の増補	2,000円

(別記第1号様式)

### 一般旅券発給申請書

受理年月日	交付年月日	発行年月日	旅券番号
A 受理都道府県コード		受理番号	取扱別
氏名 (ふりがな) やまもと いちろう		へボン式ローマ字(活字体大文字で記入)	
氏名 山本 一郎		ICHIRO YAMAMOTO	
※性別	男 0 女 1	※生年月日	明治 2 大正 3 昭和 4 25年02月07日
身長	173cm		
※都道府県	北海道 01 青森 02 岩手 03 宮城 04 秋田 05 山形 06 福島 07 茨城 08 栃木 09 群馬 10 埼玉 11 千葉 12 東京 13 神奈川 14 新潟 15 富山 16 石川 17 福井 18 山梨 19 長野 20 岐阜 21 静岡 22 愛知 23 三重 24 滋賀 25 京都 26 大阪 27 兵庫 28 奈良 29 和歌山 30 鳥取 31 島根 32 岡山 33 広島 34 山口 35 徳島 36 香川 37 愛媛 38 高知 39 福岡 40 佐賀 41 熊本 42 大分 43 宮崎 44 鹿児島 45 沖縄 46 47		
籍	本籍地(都道府県名省略) 竹田市大字竹田9876番地の2		
※渡航目的	1 短期商用、業務 2 日本法人の海外支店、現地法人等へ赴任 3 学術研究、調査 4 留学、研修、技術修得 5 役務提供(外国の会社・研究機関等への就職、外国の船舶・航空機乗組、公演等) 6 永住 7 被扶養親族として同居(永住者を除く) 8 観光、訪問その他		
※今回の渡航先	アジア 韓国 000 台湾 001 香港 002 マカオ 003 フィリピン 004 インドネシア 005 カンボディア 007 タイ 008 マレーシア 009 ビルマ 010 スリランカ 011 インド 012 パキスタン 013 ラオス 014 ネパール 015 ブルネイ 016 モルディブ 020 シンガポ 023 バングラデ 024 中国 025 モンゴル 026 ヴェトナム 027 オーストラ 028 ニュージー 029 パプアニュー 030 フィジー 031 ニュージー 032 ヴェトナム 033 北マリアナ 034 タヒテ 035 リア 100 ランド 101 キニア 102 108 ドニア 110 ツ 116 諸島 123 135		
※外務省	上記以外の渡航先		
※都道府県	01 該当なし 02 二重申請・発給 20 確認 07 切替発給 70 確認 0A 別人 03 13条関係 30 確認 08 その他 80 確認 0B 失効 04 二重国籍 40 確認 11 非へボン式表示 1 1 0C 地域解除		

大文字・活字体で記入して下さい。

3ケタの算用数字で記入して下さい。(97cmのときは097)

2ケタで記入して下さい。

一緒に渡航する人を連絡先とすることはできません。

本人が戸籍どおりに自署捺印して下さい。

申請者が20歳未満の者又は禁治産者の場合は、それぞれ親権者又は後見人の署名捺印が必要です。(法定代理人が遠隔地にいる場合は渡航同意書を提出すれば法定代理人署名にかえられます。)

(裏面)

数次往復用旅券の発給を申請する場合は、その理由を記入して下さい。

1. 有効期間中再渡航の予定がある。 2. その他 ( )

これまでに旅券の発給を受けたことがありますか。  有  無

この旅券が現在有効な場合は次の欄に記入して下さい。

旅券番号	発行地	日本国内	国外( )
発行年月日	発行年月日	年	月 日

二重に旅券の発給を受けようとする理由

1. 残存有効期間が6か月未満のため 2. その他 ( )

次の事項に該当しているかいないか、いずれかを丸印でかこんで下さい。

刑罰等関係

1. 外国において退去命令あるいは刑に処せられたことがありますか。  有  無

2. 現在日本国法令により、犯罪の容疑で起訴されていますか。  有  無

3. 現在日本国法令により、仮出獄、刑の執行停止、執行猶子又は保護観察の処分を受けていますか。また、刑の執行を受けなければならぬ状態にありますか。  有  無

4. 旅券法に違反して刑に処せられたことがありますか。  有  無

5. 「国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律」を適用され、外国から帰国したことがありますか。  有  無

外国人との身分関係

外国人と婚姻し又は外国人の養子となっている場合は、配偶者又は養親の氏名、国籍及び続柄を記入して下さい。

外国籍をあわせ有している場合は、次の事項を記入して下さい。

外国籍をあわせ有している者の氏名	有する外国籍	出生地	外国籍取得原因及び取得年月日	外国の旅券を所持する場合は、その番号、発行年月日及び発行機関
------------------	--------	-----	----------------	--------------------------------

職業

会社員 所属連絡先 東西産業株式会社 電話番号0975(42)1111 番 内線2345

現住所 (居所で申請する場合は居所も下段に記入のこと)

〒870-11 大分市大字上宗方828番地 電話番号0975(78)9012 番 (松ヶ丘50-3) 電話番号 ( ) 番

渡航中の国内連絡先

住所 別府市浜脇1の2の3 電話番号0977(34)5678 番

氏名 山本 花子 申請者との関係 母

外務大臣 閣下 昭和61年3月1日

この申請書の記載は事実と相違なく、旅券法第3条の規定により、上記のとおり一般旅券の発給を申請します。

申請者署名 山本 一郎 (印) 法定代理人署名 (印)

(申請者が未成年者又は禁治産者の場合は、法定代理人の署名もあわせて必要です)

官庁記載欄

写真

注意

1. 6か月以内に撮影したもの

2. 正面、上半身、無帽、無背景

3. 5cm×5cm(ふちなし)

4. 裏面に氏名を記入のこと

5. 旅券に記載する子がある場合は、その子とともに撮影されているもの。

身元確認用証明書等番号

身元確認欄「その他」の書類名

以前にパスポートをとられた方は、必ずその旅券をお持ち下さい。

住民票に記載された住所を記入すること (通称名は別に) ( )で囲んで記入

身元確認欄	はがき 即 留 無
身元確認 本人 代理	
日本国旅券 運転免許証 船員手帳 官公庁職員身分証明書 海技免状 猟銃所持許可証 戦傷病者手帳 宅建取引主任者証 電気工事士免状 無線従事者免許証 (以上写真貼付のもの)	
健康保険証 国民健康保険証 船員保険証 共済組合員証 国民年金手帳 厚生年金手帳 船員保険年金手帳 共済組合年金証書 恩給等証書	
印鑑登録証明書 その他 一時帰国者 ( )	

申請書のいずれか一方に貼付すること (1枚は持参して下さい。)



# 旅 券 年 表

昭和26年11月28日			旅券法制定（昭和26年12月1日施行）												
38.	4.	1	業務渡航の自由化												
39.	4.	1	観光渡航の自由化												
45.	12.	1	数次旅券（5年間有効）の発給開始												
47.	5.	15	沖縄復帰												
47.	9.	29	中国と国交回復												
48.			東ドイツ・北ヴェトナムと国交回復（現在未承認国は北朝鮮のみ）												
50.	3.	1	旅券法施行規則改正による身元確認事務の厳格化												
50.	4.	1	代理申請取扱の厳格化												
			旅券の変造防止対策として保護シート貼付の実施												
52.	12.	19	ハイジャック防止のため、旅券法の一部改正により発給制限事由の 範囲拡大、旅券法違反者罰則強化												
53.	4.	1	外貨持出制限撤廃、日本円持出制限額 300 万円までとなる。												
53.	5.	1	旅券手数料改定、約 33 %増												
			<table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">（</td> <td style="padding-right: 10px;">1 回旅券</td> <td style="padding-right: 10px;">3,000 円</td> <td style="padding-right: 10px;">→</td> <td style="padding-right: 10px;">4,000 円</td> <td style="padding-right: 10px;">）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>数次旅券</td> <td>6,000 円</td> <td>→</td> <td>8,000 円</td> <td></td> </tr> </table>	（	1 回旅券	3,000 円	→	4,000 円	）		数次旅券	6,000 円	→	8,000 円	
（	1 回旅券	3,000 円	→	4,000 円	）										
	数次旅券	6,000 円	→	8,000 円											
53.	8.	10	旅券冊子様式改正（紺色→濃赤色）												
55.	2.	1	一般旅券発給申請書様式改正（規則改正）												
57.	4.	1	渡航費用証明の一元化（規則改正）												
57.	7.	23	身元確認書類の範囲拡大及び申請者出頭免除の取扱い緩和（法改正）												
58.	5.	1	国家公務員の渡航承認書提出の廃止												
58.	5.		臨調行政改革により頁数を削減した旅券冊子（40頁→24頁）の使用 開始及び旅券法施行規則の一部改正												
59.	5.		旅券業務専用コンピュータ稼動に伴う一般旅券発給申請書様式一部改正												
60.	1.	1	国籍法、戸籍法改正による施行規則改正（氏名の非ヘボン式記載）												
61.	1.	1	渡航費用の支払能力を立証する書類の簡易化（旅券事務要領の一部 改正）												

61. 1. 1 一般旅券発給申請書様式一部改正

<本県関係>

昭和50年1月20日 旅券事務機械化

58. 10. 12 日田市での定期出張受理交付開始（毎月第2・第4水曜日）

59. 9. 18 旅券交付手数料納付のための収入印紙窓口売りさばき所開設

# 旅券統計資料

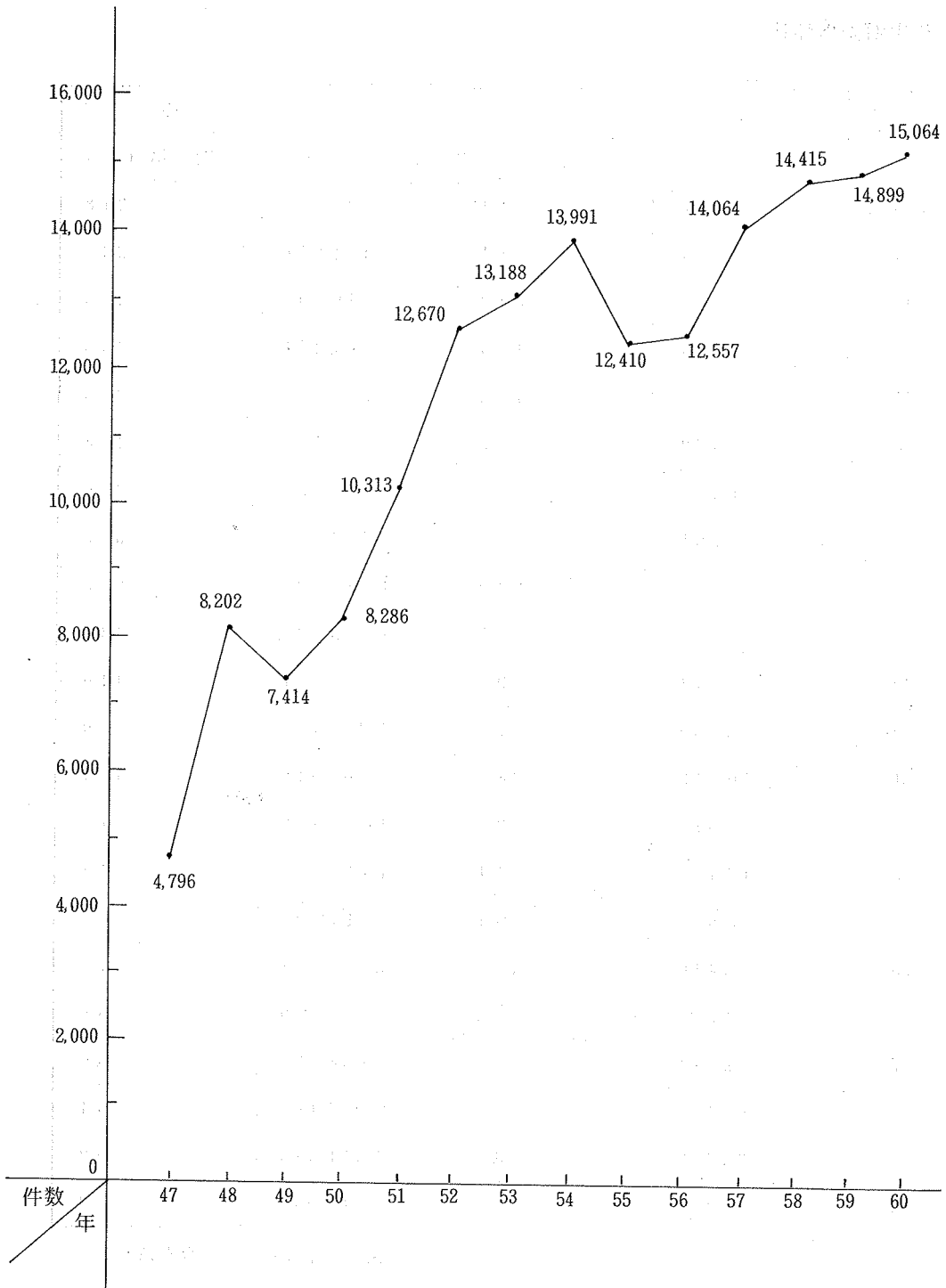
# 昭和60年旅券発給統計

## 1 年次別発給件数

年 別	大 分 県		全 国 ※	
	件 数	増 減 (%)	件 数	増 減 (%)
昭和39年	291	34.1	124,452	34.8
40	370	27.1	154,247	23.9
41	669	80.8	210,691	36.6
42	743	11.0	264,444	25.5
43	849	14.2	331,217	25.3
44	1,162	36.8	483,447	46.0
45	1,704	46.6	655,732	35.6
46	3,901	129.0	868,565	32.5
47	4,796	22.9	1,088,697	25.3
48	8,202	71.0	1,558,931	43.0
49	7,414	-9.6	1,343,831	-14.0
50	8,286	11.8	1,323,717	-1.0
51	10,313	24.5	1,566,912	18.4
52	12,670	22.9	1,750,170	11.7
53	13,188	4.1	1,834,211	4.8
54	13,991	6.1	1,997,627	8.9
55	12,410	-11.3	1,848,824	-7.4
56	12,557	1.2	1,950,560	5.5
57	14,064	12.0	2,008,335	3.0
58	14,415	2.5	2,116,169	5.4
59	14,899	3.4	2,311,019	9.2
60	15,064	1.1	2,410,965	4.3

注 ※印は外交・公用旅券を含む。

### 年次別発給件数の推移

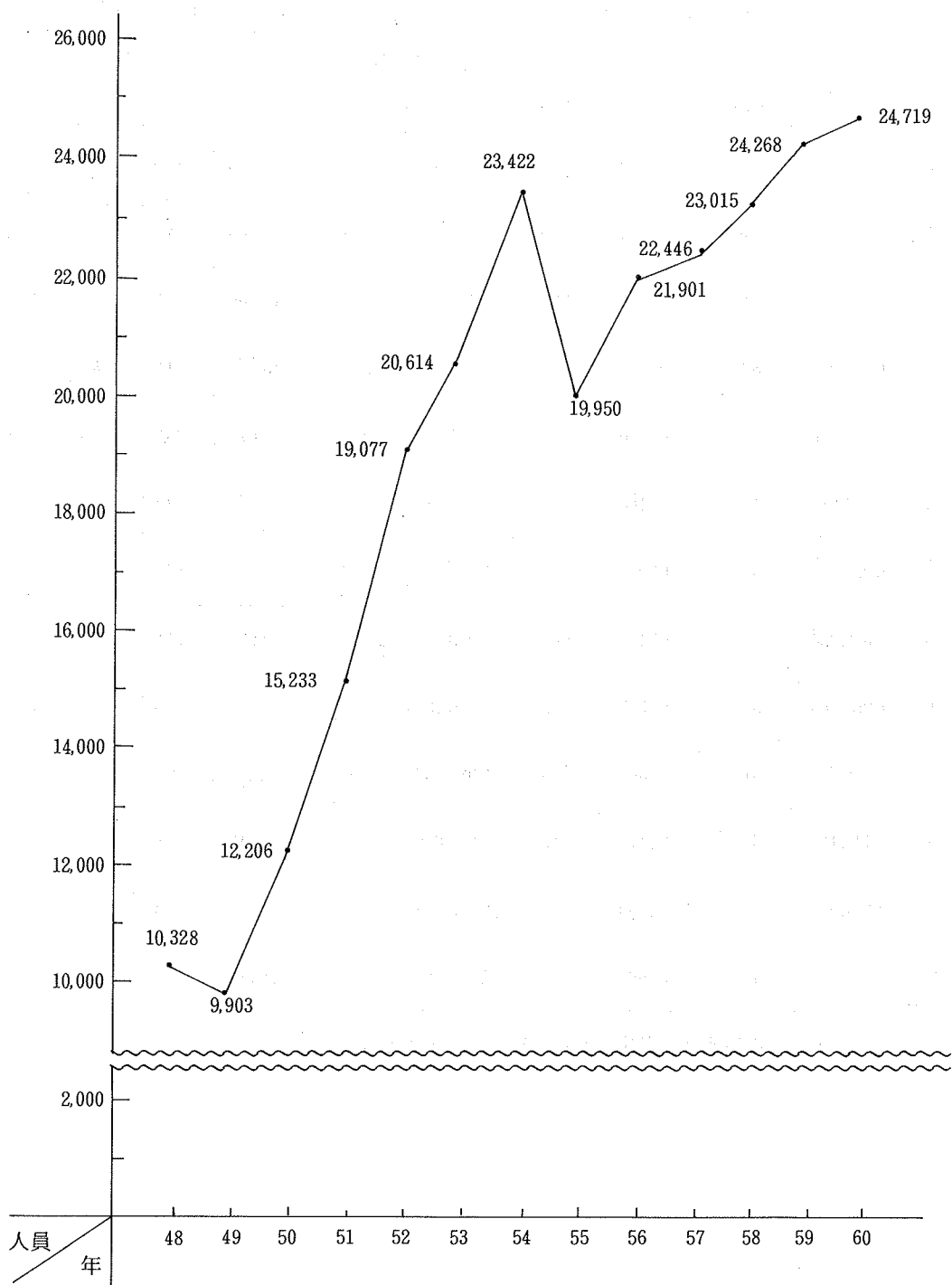


## 2 海外渡航者数

年 別	旅券発給数(A)				海外渡航者数(B)				(B) —×100(%) (A)	
	全 国		大 分 県		全 国		大 分 県			
	件 数	増加率	件 数	増加率	人 員	増加率	人 員	増加率	全 国	大分県
48	1,558,931	43.0	8,202	71.0	2,288,966	64.4	10,328	42.5	147	126
49	1,343,831	-14.0	7,414	-9.6	2,335,530	2.0	9,903	-4.1	174	134
50	1,323,717	-1.0	8,286	11.8	2,466,326	5.6	12,206	23.3	186	147
51	1,566,912	18.4	10,313	24.5	2,852,584	15.7	15,233	24.8	182	148
52	1,750,170	11.7	12,670	22.9	3,151,431	10.5	19,077	25.2	180	151
53	1,834,211	4.6	13,188	4.1	3,525,110	11.9	20,614	8.1	192	156
54	1,997,627	8.9	13,991	6.1	4,038,298	14.6	23,422	13.6	202	167
55	1,848,824	-7.4	12,410	-11.3	3,909,333	-3.2	19,950	-14.8	211	161
56	1,950,560	5.5	12,557	1.2	4,006,388	2.5	21,901	9.8	205	174
57	2,008,335	3.0	14,064	12.0	4,086,138	2.0	22,446	2.5	203	159
58	2,116,169	5.4	14,415	2.5	4,227,672	3.5	23,015	2.5	200	160
59	2,331,019	9.2	14,899	3.4	4,658,833	10.2	24,268	5.4	200	163
60	2,410,965	4.3	15,064	1.1	4,948,366	6.2	24,719	1.9	205	164

(B)は出入国管理統計年報(法務省発行)による。

年次別海外渡航者数の推移



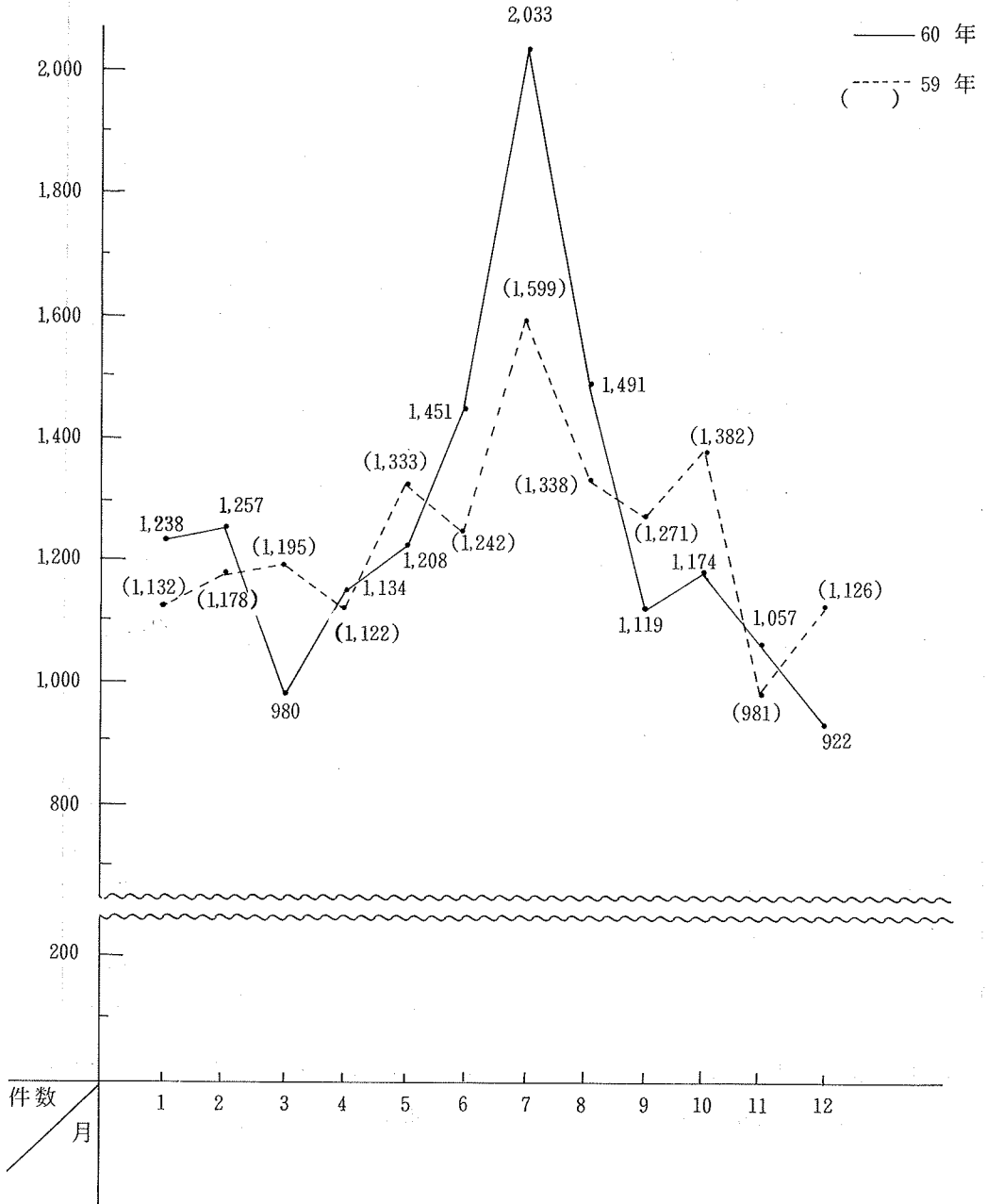
### 3 月別発給件数

年 月	56年	57年	58年	59年	60年
1	831	1,285	1,554	1,132	1,238
2	1,067	960	1,073	1,178	1,257
3	1,115	1,266	1,014	1,195	980
4	1,017	943	1,210	1,122	1,134
5	905	1,023	1,190	1,333	1,208
6	1,146	1,033	1,240	1,242	1,451
7	1,337	1,606	1,505	1,599	2,033
8	1,212	1,800	1,315	1,338	1,491
9	1,197	1,120	1,258	1,271	1,119
10	1,192	1,067	1,154	1,382	1,174
11	695	918	1,124	981	1,057
12	843	1,043	778	1,126	922
計	12,557	14,064	14,415	14,899	15,064

例年夏休みを利用しての旅行の為か、7月の発給件数が多い。特に60年は別府市の少年少女団体約600名の申請があった為、高い伸びを示している。



### 月別発給状況



#### 4 効力別発給件数

効力 \ 年	56年	57年	58年	59年	60年
一往復用	3,681	4,566	4,107	4,505	4,986
数次往復用	8,876	9,498	10,308	10,394	10,078
計	12,557	14,064	14,415	14,899	15,064

45年12月1日の法改正によって数次往復用旅券が一般へも発給されるようになって以来53年まで数次往復用の割合は伸びていたが、ここ4～5年はおよそ7対3の割合である。

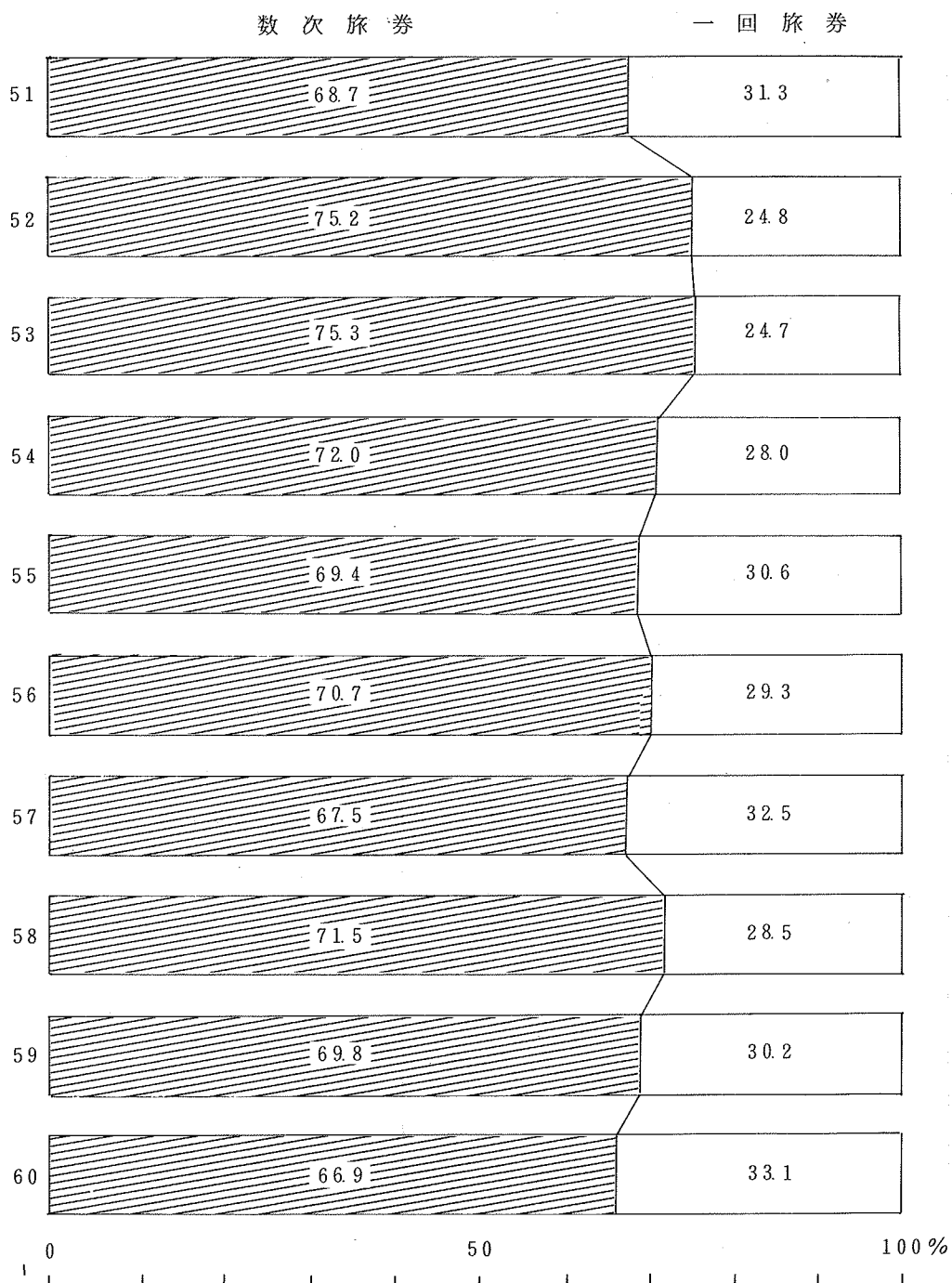
なお、現在有効な数次往復用の所持者は、およそ49,100人である。

#### 5 目的別発給件数

目的 \ 年	59年		60年	
	件数	%	件数	%
(1) 業務	716	4.8	690	4.6
(2) 法人 海外勤務	7	0.8	5	1.1
(3) 学術研究	18		57	
(4) 留学	42		38	
(5) 役務提供	12		8	
(6) 永住	12		13	
(7) 同居	27		44	
(8) 観光	14,065		94.4	
計	14,899	100	15,064	100

観光、訪問その他の個人的目的が47年以降90%以上を占め、60年も、94.3%となっている。

### 効力別発給割合の推移



## 6 性別発給件数

性別 \ 年	59 年		60 年	
	件 数	%	件 数	%
男	8,682	58.3	8,826	58.6
女	6,217	41.7	6,238	41.4
計	14,899	100	15,064	100

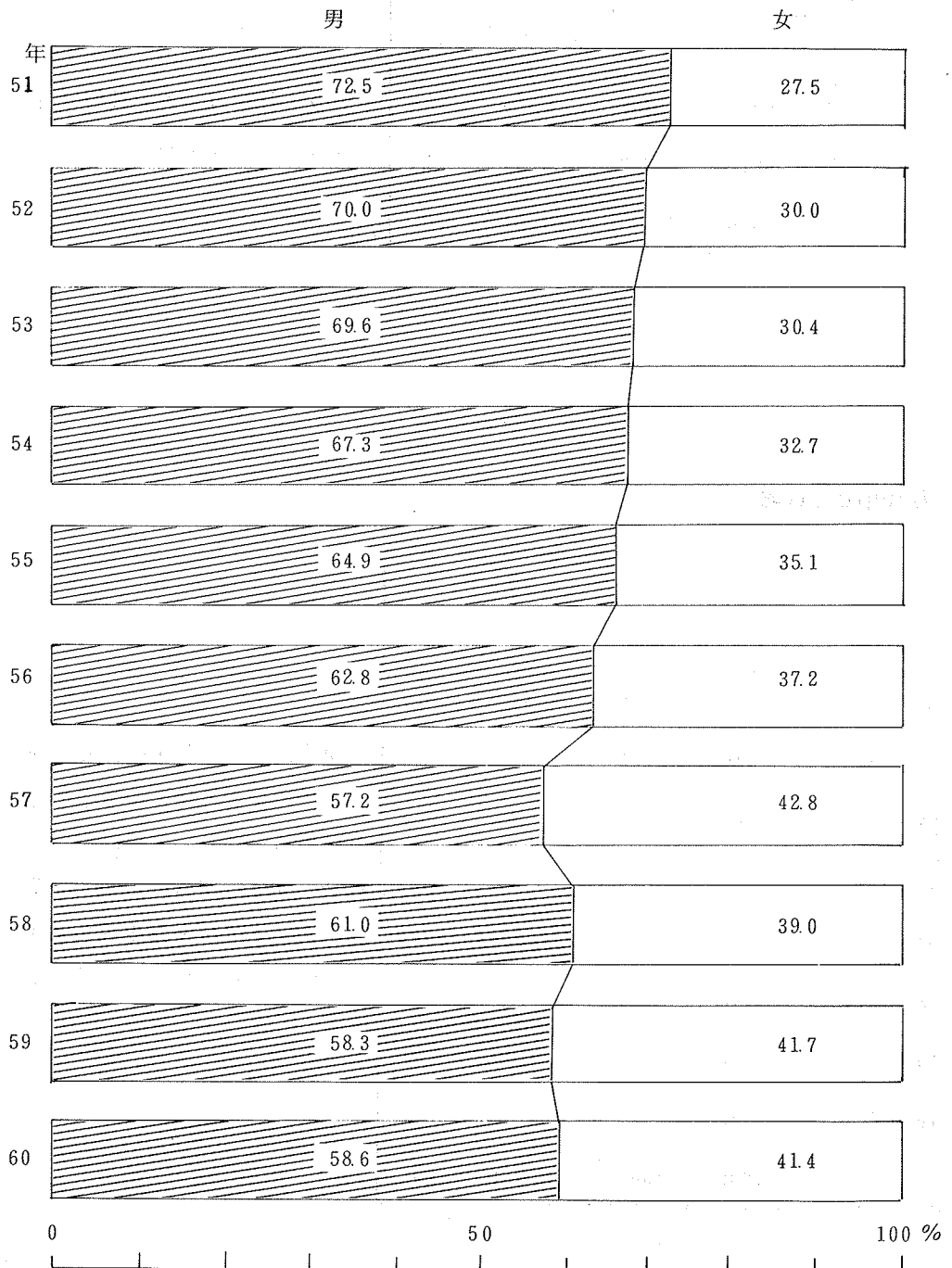
男女の比率は、この数年ほぼ  
6 : 4 の割合である。

## 7 年代別発給件数

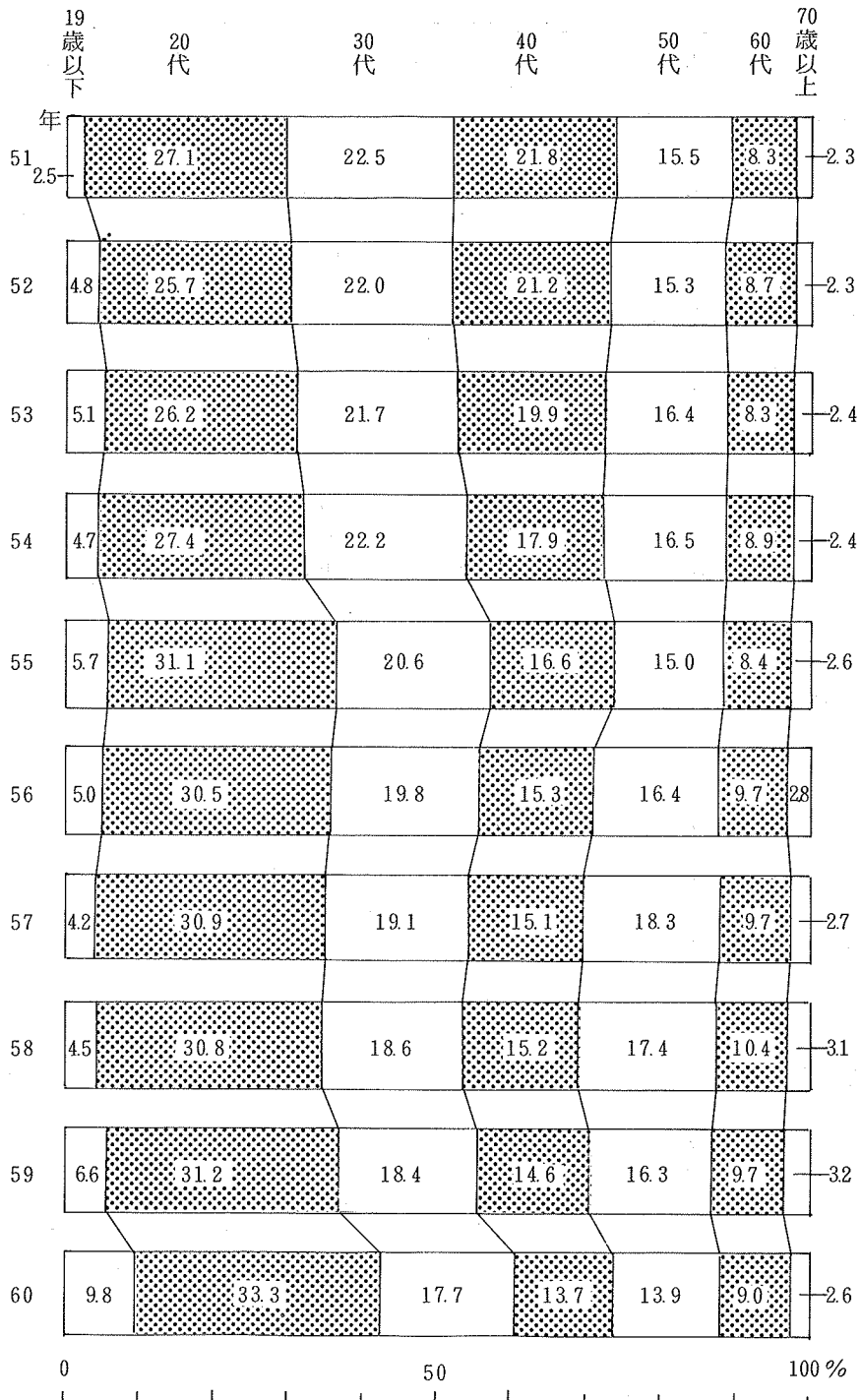
年代別 \ 年	59 年		60 年	
	件 数	%	件 数	%
0 ~ 19	985	6.6	1,475	9.8
20 ~ 29	4,649	31.2	5,023	33.3
30 ~ 39	2,748	18.4	2,661	17.7
40 ~ 49	2,166	14.5	2,064	13.7
50 ~ 59	2,428	16.3	2,100	13.9
60 ~ 69	1,448	9.7	1,352	9.0
70 ~ 79	452	3.3	369	2.6
80 歳以上	23		20	
計	14,899	100	15,064	100

20才代以下の若年層が43%を  
占めていることは、いち早く海  
外の事情を知り、今後の国際化  
社会へ向けて明るい傾向である。  
50才代以上の実・老年層も全体  
の25%と若者に負けない勢いで  
ある。

# 性別発給割合の推移



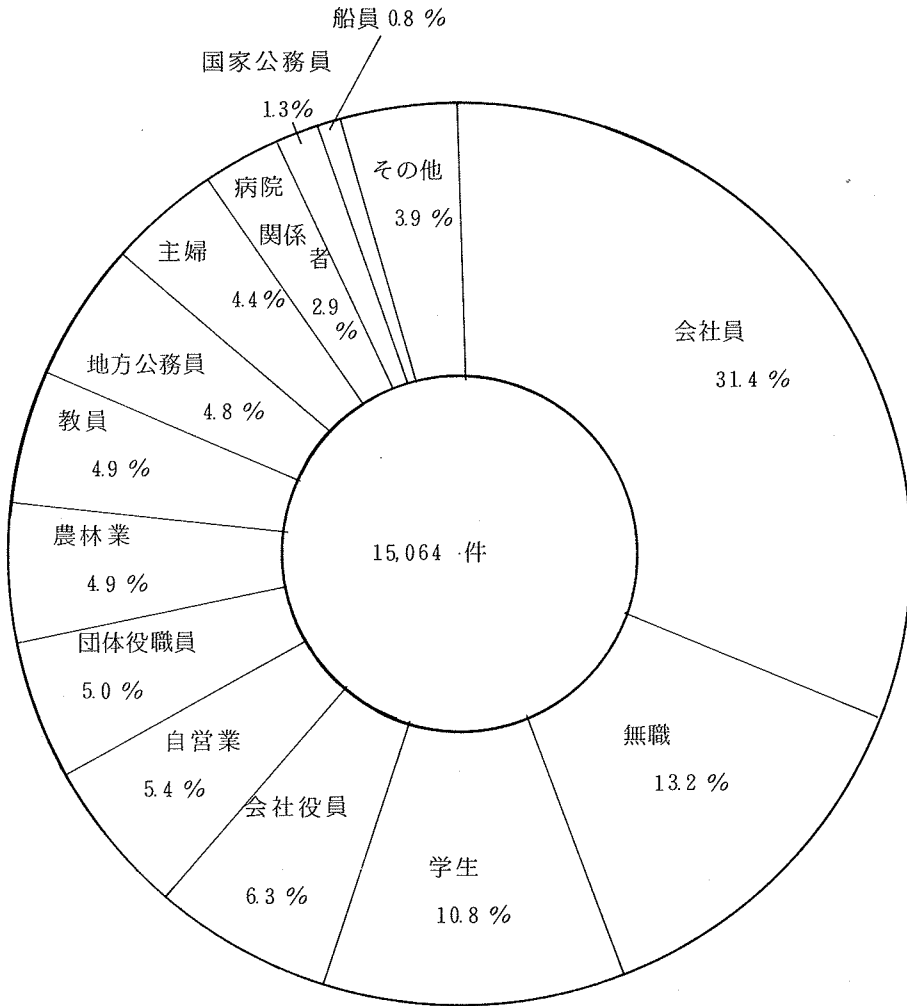
### 年代別発給割合の推移



## 8 職業別発給件数

職業別	59 年		60 年	
	件 数	%	件 数	%
会 社 員	4,738	31.8	4,729	31.4
無 職	1,880	12.6	1,994	13.2
自 営 業	992	6.7	806	5.4
会 社 役 員	1,072	7.2	953	6.3
学 生	1,141	7.7	1,628	10.8
農 林 業	819	5.5	731	4.9
主 婦	895	6.0	670	4.4
地 方 公 務 員	747	5.0	718	4.8
団 体 役 職 員	748	5.0	757	5.0
教 員	616	4.1	734	4.9
病 院 関 係 者	491	3.3	443	2.9
船 員	101	0.7	116	0.8
国 家 公 務 員	175	1.2	198	1.3
宗 教 家	68	3.2	45	3.9
地 方 議 員	25		37	
そ の 他	391		505	
計	14,899	100	15,064	100

職業別発給割合（60年）



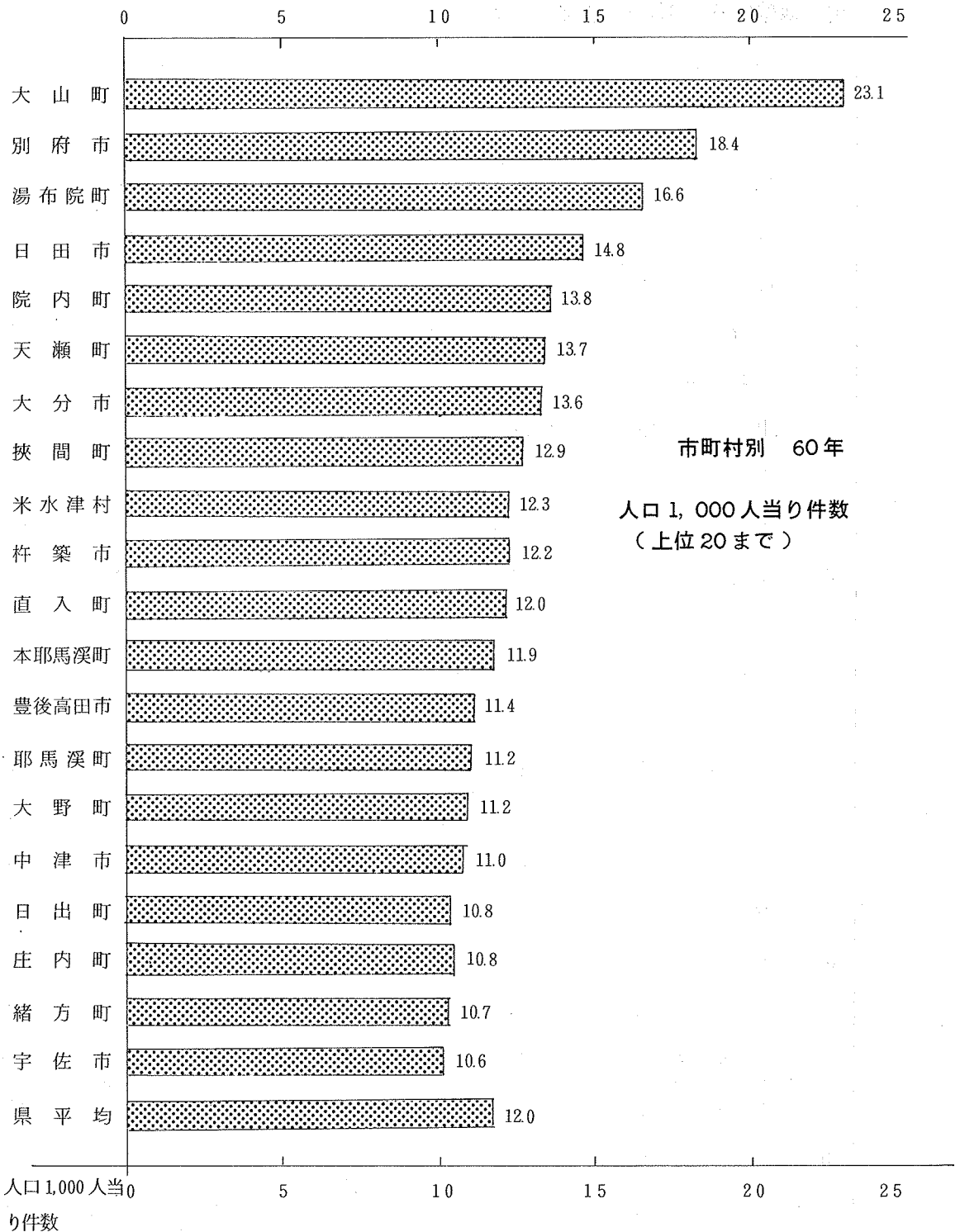


9 居住地別発給件数

居住地別	60年			居住地別	60年			
	件数	対前年伸率(%)	人口1,000人当たり件数		件数	対前年伸率(%)	人口1,000人当たり件数	
大分市	5,310	3.6	13.6	南海部郡	直川村	31	8.6	
別府市	2,483	29.3	18.4		鶴見町	18	3.4	
中津市	727	-11.6	11.0		米水津村	38	12.3	
日田市	971	-7.9	14.8		蒲江町	59	5.3	
佐伯市	447	-7.3	8.2		野津町	82	7.2	
臼杵市	304	-24.4	7.7		三重町	174	9.3	
津久見市	216	-4.0	7.5		清川村	18	5.8	
竹田市	179	-10.5	8.2		緒方町	89	10.7	
豊後高田市	235	17.5	11.4		朝地町	44	9.9	
杵築市	271	7.5	12.2		大野町	79	11.2	
宇佐市	556	-20.9	10.6		千歳村	25	8.6	
西国東郡	大田村	14	6.3	大野郡	犬飼町	52	9.5	
	真田町	31	7.9		6.6	荻町	41	9.8
	香々地町	37	8.0		6.6	久住町	44	8.3
東国東郡	国見町	36	5.0		直入郡	直入町	39	12.0
	姫島村	32	9.8		玖珠郡	九重町	132	10.5
	国東町	107	-17.7		6.5	玖珠町	191	8.6
	武蔵町	46	7.9		7.9	前津江村	16	8.4
速見郡	安岐町	104	10.1		日田郡	中津江村	5	3.2
	日町	244	23.1		10.8	上津江村	14	9.1
大分郡	山香町	97	9.3		大山町	109	23.1	
	野津原町	49	8.0		天瀬町	112	13.7	
	挾間町	168	12.9	三光村	56	10.1		
	庄内町	118	10.8	本耶馬溪町	58	11.9		
北部海郡	湯布院町	199	16.6	耶馬溪町	75	11.2		
	佐賀関町	157	-4.3	9.0	山国町	46	10.4	
南海部郡	上浦町	28	8.1	宇佐郡	院内町	85	13.8	
	弥生町	51	7.0	安心院町	67	7.0		
	本匠村	12	4.7	計	15,064	1.1		
	宇目町	36	7.5	7.5				

※人口は、60.10.1

日田地域の申請者は依然として多く、人口1,000人当たり件数では県下の海外旅行ブームの先駆けである大山町がトップである。



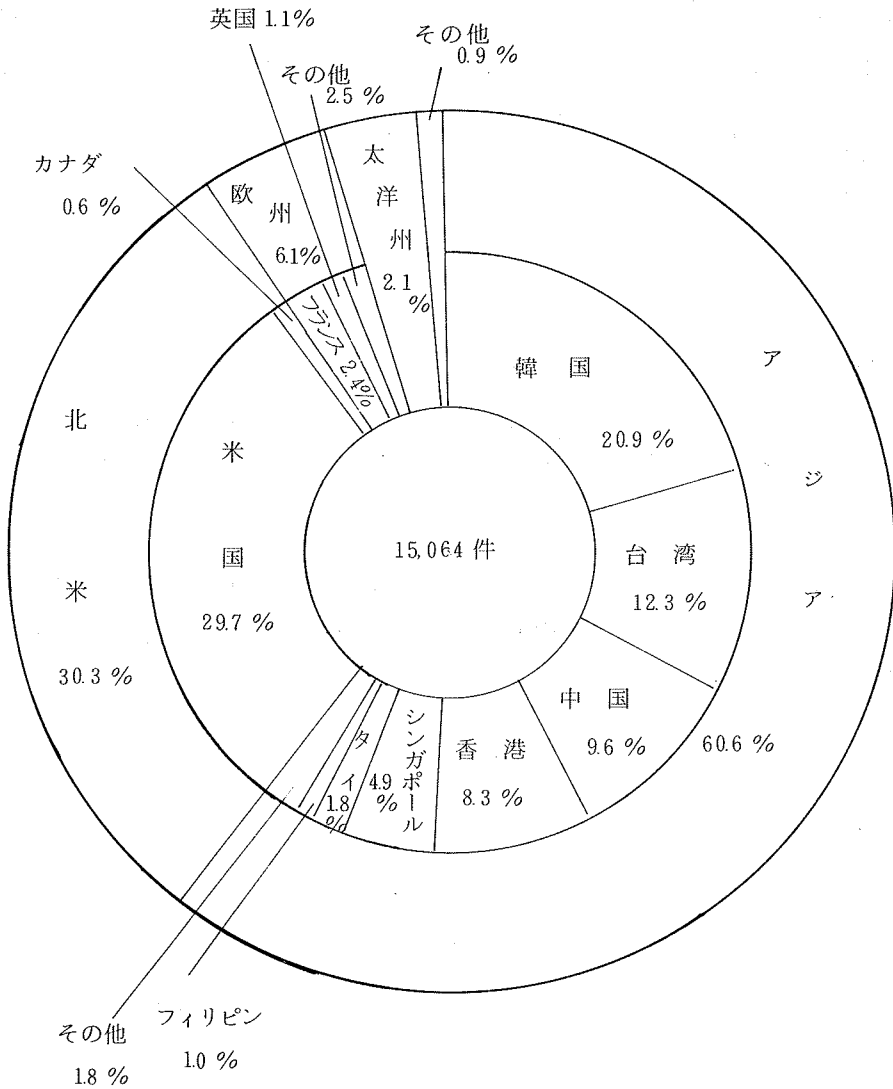
10 渡航先別発給件数（主要一カ国）

国 別		59 年			60 年		
		件 数	%	対前年比	件 数	%	対前年比
ア	韓 国	2,929	19.7	10.2%	1,147	20.9	7.4%
	香 港	1,124	7.5	12.2	1,248	8.3	11.0
	台 湾	2,244	15.1	4.8	1,857	12.3	- 17.2
	フィリピン	269	1.8	- 8.2	155	1.0	- 42.4
	シンガポール	612	4.1	- 57.9	738	4.9	20.6
ジ	中 国	1,177	7.9	23.8	1,450	9.6	23.2
	タ イ	524	3.5	57.4	277	1.8	- 47.1
ア	インドネシア	130		31.3	155		19.2
	イ ン ド	37	1.6	231.3	27	1.8	- 27.0
	そ の 他	73		- 29.1	96		- 31.5
	小 計	9,119	61.2	0.8	9,150	60.6	0.3
太 洋 州	オーストラリア	141		213.6	147		4.3
	そ の 他	149	2.0	36.7	162	2.1	8.7
	小 計	290	2.0	65.7	309	2.1	6.6
欧  州	フ ラ ン ス	394	2.6	13.2	364	2.4	- 7.6
	英 国	213	1.4	32.3	173	1.3	- 18.8
	ド イ ツ	78		6.8	122		56.4
	ス イ ス	48		4.3	27		- 43.7
	イ タ リ ア	79		- 19.4	34		- 57.0
	ギ リ シ ャ	80	2.7	60.0	43	2.5	- 46.2
	ソ 連	11		- 75.6	52		472.7
	そ の 他	102		5.2	102		0
小 計	1,005	6.7	9.5	917	6.1	- 8.8	

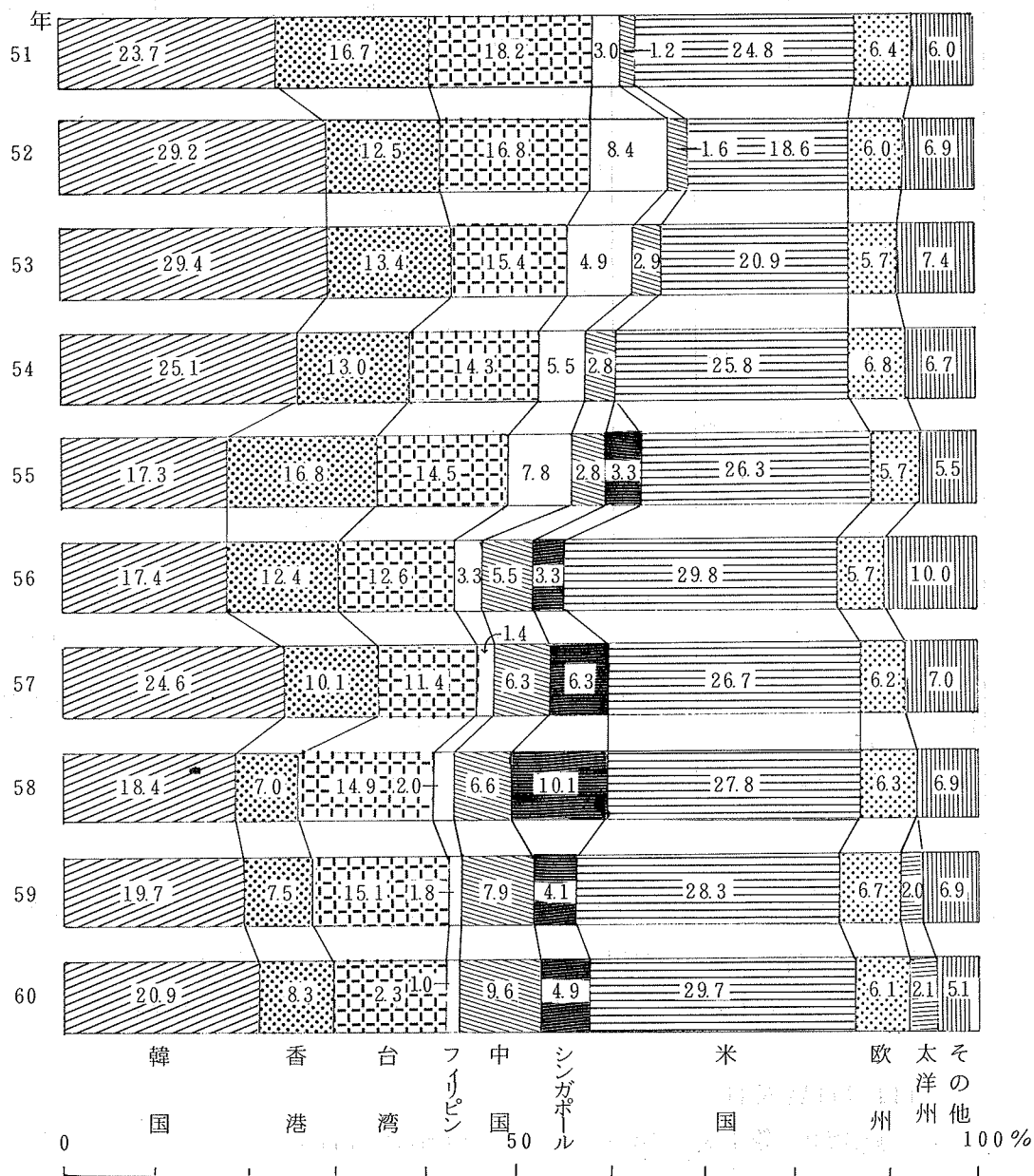
北 米	米 国	4,221	28.3	5.2	4,470	29.7	5.9
	カ ナ ダ	65	0.4	- 27.0	86	0.6	32.3
	小 計	4,286	28.7	4.5	4,556	30.3	6.3
中 南 米	ブ ラ ジ ル	21	0.3	- 22.2	18	0.3	- 14.3
	そ の 他	19		- 58.8	23		200.0
	小 計	28	0.3	- 36.4	41	0.3	14.3
中 近 東 ・ ア フ リ カ	エ ジ プ ト	48	0.3	4,800	14	0.6	- 70.8
	イ ス ラ エ ル	16	0.8	400	7		- 56.2
	ア ル ジェ リ ア	19		72.7	26		36.8
	そ の 他	76		3,800	44		- 42.1
	小 計	159		1.1	935.3		91
合 計		14,899	100	3.4	15,064	100	1.1

渡航先は、米国が一番多く、ハワイ・グァム島など新婚旅行に安定した人気である。  
アジア諸国では、韓国・台湾・中国・香港の順であるが中国への渡航者は毎年増加している。

60年渡航先別内訳（主要1ヶ国）



渡航先国別発給割合の推移  
 (主要渡航先1ヶ国)



## 11 日田窓口利用状況

月別	受理	交付	計	
1	9	57	77	134
	23	83	47	130
2	13	108	82	190
	27	63	65	128
3	13	35	96	131
	27	35	39	74
4	10	36	38	74
	24	19	43	62
5	8	54	18	72
	22	12	63	75
6	12	48	24	72
	26	58	42	100
7	10	59	60	119
	24	40	62	102
8	14	56	40	96
	28	46	55	101
9	11	74	26	100
	25	39	79	118
10	9	52	41	93
	23	31	50	81
11	13	36	39	75
	27	39	43	82
12	11	53	41	94
	25	41	47	88
計	1,174	1,217	2,391	

( 1回当たり 99.6名利用 )

### 居住地(市町村)別日田窓口受理状況

地 域	日田分	本庁分	計	日田窓口利用率	
日 田 市	766	205	971	78.9 %	
日 田 郡	天 瀬 町	91	21	112	83.6
	大 山 町	96	13	109	
	前 津 江 村	14	2	16	
	中 津 江 村	3	2	5	
	上 津 江 村	10	4	14	
玖 珠 郡	玖 珠 町	82	109	191	54.5
	九 重 町	32	100	132	
下 毛 郡	山 国 町	23	23	46	25.1
	耶 馬 溪 町	11	64	75	
	本 耶 馬 溪 町	25	33	58	
	三 光 村	0	56	56	
他	中 津 市 他	21			
合 計	1,174	632	1,806	65.0	

- 日田地域の申請者は半数以上が日田窓口を利用しており、本庁で申請受理された場合でも、交付は日田窓口を希望することが多い。交付の際の利用率は 67.4 % である。

昭和58年10月から出張窓口を開設し、月2回(第2、第4水曜日)職員2名が出張して事務処理を行っている。日田地域は県内でも遠隔地で、特に交通の便も悪く、又、申請者が多い為、1日当たり平均約100名の利用者があり、好評である。

### 日田窓口開設日

毎月第2・第4水曜日(その日が休日の場合は翌日)

( 11:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:00 )

県日田事務所1階会議室

12 都道府県別発給件数

昭和60年				
	都道府県名	一般旅券発給数	対前年比(%)	人口1,000人当たり件数
1	東京	417,029	105.3	35.3
2	神奈川県	284,308	106.8	27.5
3	大阪	191,247	103.2	22.1
4	愛知	140,196	106.2	21.7
5	埼玉	122,103	108.5	20.8
6	千葉	118,830	105.0	23.1
7	兵庫	114,536	106.8	21.7
8	福岡	89,578	101.2	19.0
9	静岡	72,269	106.4	20.2
10	北海道	66,627	99.2	11.7
11	京都	58,877	103.0	22.8
12	広島	48,734	104.8	17.3
13	長野	45,236	99.5	21.2
14	茨城	42,109	107.9	15.5
15	岐阜	38,978	105.0	19.2
16	新潟	33,034	104.4	9.5
17	群馬	32,189	102.5	16.8
18	栃木	30,596	102.1	16.4
19	宮城	29,776	108.1	13.7
20	奈良	29,606	103.2	22.7
21	三重	29,586	106.0	16.9
22	岡山	28,170	98.0	14.7
23	福島	25,421	109.0	12.2
24	熊本	24,564	96.4	13.4
25	滋賀	22,514	101.0	19.5
26	富山	22,223	105.6	19.9
27	山口	21,862	97.5	13.6
28	沖縄	20,974	96.8	17.8
29	石川	20,177	97.2	17.5
30	鹿児島	18,605	108.6	10.2



31	長崎	68,507	96.1	11.6
32	愛媛	18,241	114.2	11.9
33	和歌山	17,631	101.1	16.2
34	山形	17,097	109.2	13.6
35	山梨	16,837	103.0	20.2
36	香川	15,575	101.7	15.2
37	大分	15,064	101.1	12.0
38	福井	14,864	103.0	18.2
39	佐賀	12,729	100.5	14.5
40	岩手	12,064	96.6	8.4
41	青森	11,760	98.4	7.7
42	宮崎	11,516	107.4	9.8
43	秋田	10,854	94.7	8.7
44	徳島	10,253	108.6	12.3
45	高知	9,032	99.1	10.8
46	島根	7,694	105.8	9.7
47	鳥取	7,366	107.4	12.0
	外務省	1,686	105.2	
合計		2,388,724	104.3	19.7

(注) 外交・公用旅券は除く。 人口は60.10.1推計による。

件数では、前年と同じ37位で、対前年比・人口比ともに全国平均に及ばなかった。